

平成 5年 3月 15日 制定  
平成 6年 3月 12日 改正  
平成 12年 3月 12日 改正  
平成 13年 3月 11日 改正  
平成 15年 3月 12日 改正  
平成 16年 2月 29日 改正  
平成 17年 3月 6日 改正  
平成 20年 3月 8日 改正  
平成 23年 3月 5日 改正  
平成 25年 3月 10日 改正  
平成 26年 3月 8日 改正  
令和 6年 3月 2日 改正

## 九州スポーツ心理学会会則

### 名称及び事務局

第1条 本会は九州スポーツ心理学会 (Kyushu Society of Sport Psychology) と称する。

### 目的

第2条 本会はスポーツの心理学的研究の発展に貢献し、会員相互の情報交換、研究協力を促進するとともに、地域や学校におけるスポーツ指導者との交流を図ることを目的とする。

第3条 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究促進を目的とする会合の開催
- (2) 本会の組織運営に関して協議する総会の開催
- (3) 機関誌の編集
- (4) スポーツ心理学に関し日本スポーツ心理学会 (Japanese Society of Sport Psychology) をはじめとする内外の研究機関との交流
- (5) その他、本会の目的を達成するのに必要な事項

### 会員

第4条 (1) 本会の会員はスポーツ心理学あるいはこれに関係する学術の知識をもつ者、および現場のスポーツ指導でスポーツ心理学に関心のある者で、年会費を納入した者とする。

(2) 当該年度の会費を納めた会員は、大会において筆頭で研究業績を発表することができる。

### 役員

第5条 本会の事業を運営するために次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 顧問 若干名

- (4) 理事長 1名
- (5) 理事 若干名
- (6) 監事 2名
- (7) 幹事 若干名

第6条 会長は理事会が推薦し、総会の承認を得る。

第7条 副会長は理事会が推薦し、総会の承認を得る。

第8条 顧問は理事会が推薦し、総会の承認を得る。

第9条 理事長は理事会が選出し、総会の承認を得る。

第10条 理事と監事は理事会で選出し、総会で承認を得る。

第11条 事務局担当理事は理事長が指名する。

第12条 (1) 会長は本会を代表する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはこれを代行する。

(3) 顧問は本会に指導・助言する。

(4) 理事長および理事は事業運営の責任を負う。

第13条 理事会に企画委員会および広報委員会を置く。必要な場合は理事以外にも委員を委嘱することができる。

第14条 監事は会計を監査する。

第15条 事務局担当理事は会務の遂行を助ける。

第16条 役員および委員の任期は原則として3年とし、事業年度始め(4月1日)から年度末(3月31日)までとする。ただし再任を防げない。なお、会長の任期は1期3年とする。

## 会 議

第17条 本会の組織と運営に関する最終の決定は総会の議決による。定時総会は原則として、毎年1回開催し、臨時総会は理事会の決議または全会員の過半数の連名による要請のあった場合、理事長が召集する。

第18条 総会は会長が召集し、出席会員をもって構成する。総会の議事は出席者の過半数の同意をもって決定される。

## 会 計

第19条 本会の会費は年会費、大会参加費、賛助会費によって支出する。

第20条 決算報告および予算案は総会において承認および審議決定される。

## 付 則

本会則は令和6年3月2日から施行する。